

住民監査請求書

令和 3 年 11 月 12 日

篠栗町監査委員 殿



請求人

(住 所)

(職 業)

(氏 名)

横山 和輝

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付して、必要な措置を請求します。

第1 請求の要旨

1 篠栗北地区産業団地事業計画について

篠栗町は、平成27年7月頃、国立大学法人九州大学から同大学演習林跡地約17.0haを143,031,000円で取得し、そのうち約16.1haを対象として、町営で産業団地を開発する篠栗北地区産業団地事業計画（以下「本事業計画」という。）を立案し、平成28年1月28日、鹿島建設株式会社を事業パートナーに選任した。

本事業計画の事業用地は6地区であり、そのうち事業用地1について、株式会社やまやコミュニケーションズ（以下「やまや」という。）が土地を取得することを条件として、平成30年8月30日、篠栗町・やまや・鹿島建設株式会社が企業立地に関する協定書を取り交わした（事実証明書1号証）。本事業計画には、やまやの外、ケアユー株式会社（事業用地2）、株式会社久原本家食品（事業用地3）等も

参加した。

2 土地売買契約書について（怠る事実1）

篠栗町長（当時の篠栗町長は三浦正であるが、以下「篠栗町長」という。）は、平成31年2月15日、篠栗町とやまやとの間で、土地売買契約書（事実証明書2号証）を締結した。

さらに、篠栗町長は、地方自治法96条1項8号及び「篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（事実証明書3号証）第3条に従って、平成31年3月18日、本件土地売買契約について議会の承認を得た。

しかし、本土地売買契約書には、売買代金の支払と保証金に関する条項は存在していたが（第3条、第5条）、売買代金の支払を遅延した場合の遅延損害金（延滞金）に関する条項は存在しなかった。

ところで、篠栗町債権管理条例第8条第1項には、

「債権管理者は、第6条の規定により督促を受けた者が、同条の規定により指定された期限までにその納付すべき私債権等を納入しないときは、同条の規定により指定した期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、督促した私債権等の金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、当該遅延損害金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、当該遅延損害金の全額が1,000円未満であるときはその全額を徴収しない。」と規定されている（以下「本件条例」という。）（事実証明書4号証）。

篠栗町長は、本件土地売買契約書に本件条例に規定する遅延損害金（延滞金）に関する条項を入れず、かつ、本件土地売買契約書について議会の承認を得る際、議会に対し、延滞金に関する条項を入れていないことについて、説明を行う義務があるのに、説明を行わなかった。

そもそも、「普通地方公共団体の執行機関は、（中略）当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。」（地方自治法 138 条の 2，傍点は請求人が付したもの。）。また、「（前略）普通地方公共団体の財産は、（中略）適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」（同法 237 条 2 項，傍点は請求人が付したもの。）。これらの規定は、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の財産を誠実かつ適正に管理しなければならない義務があることを定めたものであり、その沿革としては、憲法 14 条が要請する平等原則（恣意的・不合理な行政権行使の禁止）と憲法 13 条が要請する比例原則（行政権行使の内容を実現しようとする目的との間の合理的な比例関係の要請）に由来するものである（以下「行政の公平性」という。）。

ところが、篠栗町長は、本事業計画の事業用地に関する売買契約のうち、令和 3 年 2 月 22 日に篠栗町が株式会社久原本家食品と締結した土地売買契約書第 4 条（事実証明書 16 号証）には、土地売買代金の支払いに関する延滞金条項を設け未納入額につき年 14.6 パーセントの割合による延滞金を徴収することができる旨を明記している。このように、やまやとの売買契約書には、延滞金に関する条項を入れず、株式会社久原本家食品との売買契約書には、延滞金に関する条項を入れており、契約条件について不平等であるといわざるを得ない。このような契約条件における不平等は、行政の公平性に違反し、その結果として、篠栗町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。

したがって、延滞金に関する条項を欠く本件売買契約書を締結した篠栗町長の行為は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであって、篠栗町長は、行政の公平性及び本件条例が規定

する義務を履践しなければならない（以下、「怠る事実1」という。）。

3 財産の処分の変更について（怠る事実2）

令和2年5月20日に測量により本件土地の面積を確定したことを受けて、篠栗町長は、令和2年6月3日、面積を「13,588平方メートル」から「13,588.01平方メートル」に変更し、売却額を「金672,606,000円」から「金672,606,495円」に変更する覚書をやまやと締結した（事実証明書5号証）。

令和2年7月3日、福岡県より造成工事の完了公告がなされ、篠栗町長は、同月8日、売買代金の変更に関する議案を議会に提出し、議会の承認を得た（事実証明書6号証）。

しかし、上記1で述べたとおり、本議案は、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本議案も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本議案を議会に提出することは、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであり、その結果として、篠栗町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。

したがって、篠栗町長は、延滞金に関する条項を本議案に追加し、追加後の本議案の承認を得るなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない（以下「怠る事実2」という。）。

4 土地売買代金の支払に関する覚書について（怠る事実3）

やまやは、篠栗町長に対し、売買残代金の支払いを6か月延期してもらいたい旨の令和2年7月13日付請願書を提出した（事実証明書7号証）。

この文書には、理由は定かではないが篠栗町の受付印が押印されて

いなかった。この請願書を受けた篠栗町長は、やまやの請願の必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないで、その請願書をそのまま容認し、やまやとの間で、残代金の支払期限を令和3年2月1日に延期する旨の土地売買代金の支払に関する令和2年7月20日付覚書を締結した（事実証明書8号証）。

- (1) 地方自治法240条3項，地方自治法施行令171条の6第1項及び篠栗町財務規則又は地方自治法96条第1項12号の違反

本覚書の法的性質は，地方自治法240条3項，地方自治法施行令171条の6第1項に規定された「特約」又は地方自治法96条第1項12号に規定された「和解」であると解されることから，それぞれその適法性を検討する。

ア 本覚書の法的性質が「特約」であると解した場合の地方自治法240条3項，地方自治法施行令171条の6第1項，篠栗町財務規則の違反

地方自治法240条3項は，普通地方公共団体の長は，債権について，政令の定めるところにより，その徴収停止，履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨規定し，

地方自治法施行令171条の6第1項には，

「普通地方公共団体の長は，債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について，次の各号の一に該当する場合においては，その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。（後段は省略）

（中略）

- 2 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり，かつ，その現に有する資産の状況により，履行期限を延長する

ことが徴収上有利であると認められるとき。

(後略)」

と規定されている。これは、普通地方公共団体の長がいわゆる私債権の履行期限を延長するためには、①債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であることを認め、②その現に有する資産の状況を調査し、③履行期限を延長することが徴収上有利であると認めるという所定の手続を経ることを要求する規定である。

そして、篠栗町財務規則（事実証明書 9 号証）第 210 条によれば、

「令第 171 条の 6 の規定による履行延期の特約等は、債務者から次の各号に掲げる事項を記載した文書による申出に基づき、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した文書により町長の決裁を受けなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) 第 213 条各号に掲げる趣旨の条件を付することを承諾すること。

- 2 歳入徴収者は、前項の場合において必要があると認めるときは、債務者又は保証人に対し、その承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求める等必要な調査を行わなければな

らない。」

と規定されている。

また、同 2 1 2 条によれば、

「歳入徴収者は、履行期限の特約等をする場合においては担保を提供させ、かつ、利息を付するものとする。ただし、令第 1 7 1 条の 6 第 1 項第 1 号に該当する場合その他特別の事情がある場合にはこの限りでない。(後略)」

と規定され、さらに、同 2 1 3 条によれば、

「歳入徴収者は、履行延期の特約等をする場合には、次の各号に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めること。
(後略)」

と規定されている。

ところが、やまやから篠栗町長に対して提出された土地売買代金の支払期限延長に関する請願書（事実証明書 7 号証）及び本覚書（事実証明書 8 号証）には、履行期限の延長に伴う担保に関する事項や財務規則 2 1 3 条各号に掲げる趣旨の条件を付することを承諾する旨が記載されておらず、本覚書には利息に関する事項が記載されていない。

篠栗町長は、本請願書を検討し、本覚書を締結する際、地方自治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に定められた手続を履行することを怠り、履行期限延長の必要性、合理性等を調査することなくやまやからの履行期限延長の申出を容認しているのであり、このような篠栗町長の行為は、地方自治法 2 4 0 条 3 項、

地方自治法施行令 171 条の 6 及び篠栗町財務規則に違反する違法なものであるというべきである。

そうすると、本覚書が「特約」であると解した場合には、上記の手續をすべて怠った篠栗町長の行為は、地方自治法 240 条 3 項、地方自治法施行令 171 条の 6 及び篠栗町財務規則に違反する違法なものであるということになる。

イ 本覚書の法的性質が「和解」であると解した場合の地方自治法 96 条の第 1 項 12 号の違反

地方自治法 96 条 1 項には、

「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(中略)

12 ……和解……

(後略)」

と規定されている。これは、普通地方公共団体の長が和解をしようとするときには、その議会の議決を得なければならないことを要求する規定である。そうすると、本覚書が「和解」であると解した場合には、本覚書について、議会の承認を得なかった篠栗町長の行為は、地方自治法 96 条の第 1 項 12 号に違反する違法なものであるということになる。

ウ 小括

以上のとおり、本覚書の法的性質を、地方自治法 240 条 3 項、地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項及び篠栗町財務規則に規定された「特約」と解した場合であっても、地方自治法 96 条第 1 項 12 号に規定された「和解」であると解した場合であっても、いずれかの地方自治法の規定の違反を避けることはできない。

そして、本覚書は議会において報告されることもなく、篠栗町長は独断で秘密裏に事を進めたものである。

また、上記 1 で述べたとおり、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書もこのような瑕疵を承継する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。

このように延滞金を欠く本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、篠栗町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。

したがって、篠栗町長は、①地方自治法 240 条 3 項、地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項及び篠栗町財務規則に規定された所要の手続を履践し、②地方自治法 96 条第 1 項 12 号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない（以下「怠る事実 3」という。）。

(2) 小括

したがって、篠栗町長は、やまやとの間で本覚書を締結するに当たり、地方自治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に定められた手続を履行することを怠り、履行期限延長の必要性、合理性等について必要な調査をすることなくやまやからの履行期限延長の申出を容認しているのであり、このような篠栗町長の行為は、地方自治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に違反する違法なものであるといわざるを得ない。

- 5 土地売買代金の支払の再延長に関する覚書について（怠る事実 4）
篠栗町長は、令和 2 年 12 月 11 日、土地売買代金の納入期限を令

和3年2月1日とする納入通知をやまやに発出した（事実証明書10号証）。

これに対して、やまやは、篠栗町長に対し、土地売買契約の土地清算金について支払期日を令和3年8月31日まで再度延期してもらいたい旨、令和3年1月26日付お願い文書を提出した（事実証明書11号証）。

この文書にも、理由は定かではないが篠栗町の受付印が押印されていなかった。この文書を受けた篠栗町長は、地方自治法、地方自治法施行令及び篠栗町財務規則に定められた手続を履行することを怠り、文書に記載された事実について、その必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないで、その文書をそのまま容認し、やまやとの間で、①売買代金の支払期限を令和3年8月31日とし、②令和3年2月2日から同年3月31日までの金利相当分を年0.075パーセントとし、③令和3年4月1日から同年8月31日までの金利相当分を年0.201パーセントとする土地売買代金の支払の再延長に関する令和3年2月1日付覚書を締結した（事実証明書12号証）。

本覚書の法的性質も、地方自治法240条3項、地方自治法施行令171条の6第1項及び篠栗町財務規則に規定された「特約」又は地方自治法96条第1項12号に規定された「和解」であると解されるが、本覚書についても、議会において報告されることもなく、篠栗町長は、独断で秘密裏に事を進めたものであり、令和2年7月20日付け覚書と同様に、地方自治法の規定の違反を避けることはできない。また、篠栗町財務規則に違反することも、令和2年7月20日付け覚書と同様である。

そして、本覚書には、上記②③の条項が入れられているが、本件条

例によれば本来民法所定の年５パーセントの割合による遅延損害金を徴収しなければならないのに、それよりはるかに低額の金利相当分を徴収することになっている。さらに、上記１で述べたとおり、そもそも本件土地売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。したがって、本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。このような本件土地売買契約書の瑕疵を承継した本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、篠栗町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。

したがって、篠栗町長は、①地方自治法２４０条３項、地方自治法施行令１７１条の６第１項及び篠栗町財務規則に規定された所要の手続を履践し、②地方自治法９６条第１項１２号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているといわざるを得ない（以下「怠る事実４」という。）。

6 やまやに対する延滞金の支払督促について（怠る事実５）

やまやから、金利相当分と思料される６３，０２２円が令和３年４月８日に納入され（事実証明書１３号証）、さらに４５３，３６３円が同年９月３０日に篠栗町に納入され（事実証明書１４号証）、同年８月３１日、土地売買代金５３８，０８５，２９５円が篠栗町に納入された（事実証明書１５号証）。

篠栗町長は、本件土地売買契約に従って確定測量が完了した後、速やかに支払期限を確定して納入通知をやまやに発出し、指定された期限までに売買代金が支払われない場合は、本件条例に基づき、やまやに対して、期限までに売買代金を支払うよう督促を行い、指定された

期限までに売買代金が支払われない場合は、年 5 パーセントの割合による遅延損害金を請求する義務を負っていた。しかし、篠栗町長は、速やかに納入通知書を発出し、本件条例に基づいてやまやに対して、督促及び請求を行うことを怠っており、このような篠栗町長の行為は、義務を怠る違法行為というべきである。

そればかりか、前記のとおり、篠栗町長は、やまやの 2 度にわたる売買代金支払い延期の申出の必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認も得ないでそのまま容認し、地方自治法違反及び篠栗町財務規則の違法を繰り返して覚書を締結しており、これは、遅延損害金債権を放棄する行為とも評価できる。そして、地方自治法 96 条第 1 項 10 号の規定によれば、債権を含む権利を放棄するには議会の承認が必要であり、本件条例第 12 条の規定によれば破産法の規定やその他の法令により、債務者が債権についてその責任を免れた時など一定の事由に該当すれば、篠栗町長は、議会の承認なく債権を放棄することができる旨規定されているが、やまやには、本件条例第 12 条に該当するような事由は全く存しない。

したがって、篠栗町長は、遅延損害金債権を放棄したのであれば、議会の承認を得ていないことから違法であり、篠栗町は、遅延損害金相当額の損害を被ったというべきである。このような篠栗町長の行為は、義務を怠る違法な行為であり、篠栗町は、篠栗町長に対して損害賠償請求できるところ、篠栗町の機関としての篠栗町長は、篠栗町長個人に対して、損害賠償請求を行わず、損害賠償請求権の行使を怠っていることから、これも義務を怠る違法な行為となる（以下、「怠る事実 5」という。）

7 措置請求

(1) 監査委員は、篠栗町長に対し、篠栗町長の前記各怠る事実につき

違法であることの勧告及び必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

- (2) 監査委員は、篠栗町長に対し、篠栗町がやまやに対して有する遅延損害金債権を議会の承認を得ないで放棄したことにより篠栗町に与えた損害賠償金につき、篠栗町に対し支払うよう勧告せよ。

第2 事実証明書

- 1号証 企業立地に関する協定書
- 2号証 土地売買契約書
- 3号証 篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- 4号証 篠栗町債権管理条例
- 5号証 土地売買代金清算に関する覚書
- 6号証 財産処分の変更についての議案
- 7号証 土地購入代金の支払の延長を求める請願書
- 8号証 土地売買代金の支払に関する覚書
- 9号証 篠栗町財務規則（抜粋）
- 10号証 納入通知書
- 11号証 土地購入代金の支払の再延長を求める請願書
- 12号証 土地売買代金の支払の再延長に関する覚書
- 13号証 納付済通知書（令和3年4月8日出納済の印があるもの）
- 14号証 納付済通知書（令和3年9月30日出納済の印があるもの）
- 15号証 納付済通知書（令和3年8月31日出納済の印があるもの）
- 16号証 株式会社久原本家食品との土地売買契約書